

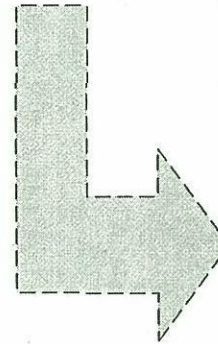
11. 自動移換について

転職等により、企業型年金の加入資格を喪失した者



個人型等への資産移換手続きが必要
(加入者又は運用指図者)

資格喪失日の月の翌月から6月以内に
移換手続きが行われない場合



国民年金基金連合会に資産が自動的に移換

- ・本人への通知(企業型RK、国基連)
- ・手数料の徴収(特定運営管理機関)
- ・記録の移換受け・記録管理(特定運営管理機関)
- ・資産の管理(国基連)

問題点

- ・年金給付が受けられない。
- ・自らの資産が運用できない。
- ・加入者等期間に算入されない。